

「第434回 判例・事例研究会」

テーマ：大学非常勤講師の労契法上の労働者性について

日 時	令和7年9月18日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野坂 真理子

【判例】

事件の表示	事 件 名 地位確認等請求事件 事 件 番 号 令和4年(ワ)第29666号 決 定 請求棄却
事件の概要	I Y(被告)は、Y大学を設置・運営する国立大学法人である。 X(原告)は、平成17年4月からYとの間で、数学の非常勤講師と委嘱する旨の期間1年の委嘱契約を締結し、17年間にわたって毎年、同様の委嘱契約を締結した。 II Yは、毎年2月中旬頃、非常勤講師候補者に対し、「非常勤講師の委嘱について(依頼)」と題する依頼文書等を送付して、委嘱契約の申込みを行っていた。この依頼文書には、担当科目、開校学期、曜日、时限、時間数および委嘱期間が記載されていた。 Yは、毎年2月、非常勤講師候補者に対して、学生に対して授業の方法、内容、一年間の授業計画をあらかじめ明示するシラバスの作成を依頼していた。成績評価については、Yが配布する「授業ガイド」において、成績評価の方法・基準が定められていた。 Xが行う講義に関しては、講義の実施時間までにキャンパスに行き、Yの指示により、非常勤講師室にある出勤簿

	<p>に押印していた。</p> <p>非常勤講師は、講義を実施できないときは休講とし、後日補講を行っていた。他者に代講を依頼することは認められていなかった。</p> <p>報酬は、授業 1 コマ(90 分)につき 1 万 2 0 0 0 円が支払われていた。</p>
判　旨 (抜　粹)	<p>1 「X が労契法 2 条 1 項の『労働者』に該当するか否かは、……X が Y の指揮監督下において労務を提供し、当該労務の提供への対価として賃金を得ていたといえるか否か（… …使用従属関係が存在するといえるか否か）という観点から判断するのが相当である。」</p> <p>2 「X の業務の範囲は、……契約で委嘱された……授業の実施に限定されており、……通常予定されていない仕事の依頼あるいは業務従事の指示を拒否する自由を有していたと認めるのが相当である。」</p> <p>「Y による委嘱の申込は、……依頼文書によっておこなわれており、X においては、……業務の実施を拒否する自由を有していたことは明らかである。」</p> <p>シラバスでは「授業のねらい」等が数学担当教員の間で統一されており、定められたテキストを使用することとされ、また、成績評価の方法・基準が定められていたとの点については、「……教育理念等に従って設定される一定の枠組みの中でこれを実施するという拘束を受けることは、大学の講義という業務の性質から、当然に生じるといえる。」</p> <p>講義の実施場所および実施時間に拘束されることは、「業務の性質によるものであり、X に……Y の指揮監督を及ぼす目的でされるものではない。」</p> <p>X は、他大学でも非常勤講師として勤務しており、「Y に対する専属性が高いとはいえない。」</p> <p>講義の準備、学生の質問対応、試験の作問や採点、成績評価等の業務は Y によって把握されておらず、報酬額にも反映されていなかった。そうすると、「報酬は、X が業務に費やした時間及び労力によって増減するものではないから、労務の提供の対価として支払われたとは評価し難い。」</p> <p>以上のとおり判示し、Y について、労働契約法上の労働者として認められないとした。</p>